

平成30年度水防計画 改定の概要

主な改定箇所

□ 水防法改正を踏まえた改定

◆ 「水防計画作成の手引き(国土交通省作成)」改定に伴う記載内容の追加・修正

①都道府県大規模氾濫減災協議会【水防法第15条の10】

⇒協議会の設置について、県の責任及び取組みの推進について明記

(第1章第3節「1 県の責任」・第2章第3節「都道府県大規模氾濫減災協議会」)

②要配慮者施設の利用者の避難確保計画の作成の義務化に伴う水防管理団体の責任

【水防法第15条の3】

⇒水防管理団体は、計画を作成していない施設所有者又は管理者への必要な指示を行い、指示に従わなかった場合に公表できる旨を明記(第1章第3節「2 水防管理団体の責任」)

③予想される水災の危険の周知等【水防法第15条の11】

⇒水害リスク情報の住民等への周知について、水防管理団体の責任を明記

(第1章第3節「2 水防管理団体の責任」・第16章第1節「4 予想される水災の危険の周知等」)

④浸水被害軽減地区【水防法第15条の6～8】

⇒洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効果があると認められる盛土構造物、自然堤防等について、水防管理者が指定し、保全を図ることを明記

(第1章第3節「2 水防管理団体の責任」・第16章第1節「7 洪水被害軽減地区」)

⑤河川管理者の責任【水防法第15条の12】

⇒③、④の実施にあたり、河川管理者の責任を明記(第1章第3節「4 河川管理者の責任」)

⑥緊急通行【水防法第19条】

⇒水防のための緊急通行及びその権限の行使による損失補償について明記

(第1章第3節「2 水防管理団体の責任」・第10章第5節「緊急通行」)

※その他、表現の適正、体裁の整理、資料の時点修正等を行った。

令和元年度水防計画(案) 改定の概要

主な改定箇所

□ 水位周知河川の追加指定

第4章 第3節「水位周知河川における水位到達情報」

第4節「水防警報」

①水位周知河川の追加

釜無川、御勅使川、重川、日川の県管理区間を水位周知河川に指定し、水位到達情報の通知及び水防警報の発表を行う。

⇒あわせて、浸水想定区域図を公表する。

□ 危機管理型水位計の運用

第5章 第1節「水位の観測、通報及び公表」

①危機管理型水位計

平成30年度から、洪水時の観測に特化し、大雨で水位が上昇した際に観測を開始する危機管理型（簡易型）水位計の運用を開始。

⇒平成30年度 113基、令和元年度 89基設置。 全202基の設置を予定。

□ ホットラインの運用

第5章 第1節「水位の観測、通報及び公表」

②ホットライン

洪水予報河川及び水位周知河川において、水位の上昇がし、甚大な災害発生の危険度が高まった際、各建設事務所長から各市町村長へ直接電話で河川水位情報を提供する

「ホットライン」の運用について追記。

⇒平成29年度から試行実施中。

※その他、表現の適正、体裁の整理、資料の時点修正等を行う。